普通貯金規定等で定める
解約等に係る別途表示の期間について

一定期間ご利用のない普通貯金等の貯金口座およびキャッシュカードにつきましては、犯罪等に不正利用される事例が見受けられます。

このため、当組合では普通貯金規定等に基づき、**下記の条件**に該当する貯金口座の**ご利用停止または解約**をさせていただくことがあります。(*1)(*2)

なお、詳細につきましては窓口へお問い合わせください。

記

①対象貯金口座 (*3)	普通貯金口座・総合口座・貯蓄貯金口座等
②停止・解約条件	残高にかかわらず、最終の預入れまたは払戻しから下記③の期間、入出金（利息決算や未利用口座管理手数料の引き落としを除く）がない貯金口座
③期間	○未利用期間が**３年**以上 …キャッシュカード取引のご利用を停止 ○未利用期間が**５年**以上 …貯金取引のご利用を停止 ○未利用期間が**10年**以上 …貯金口座を解約

長期間ご利用になっていない通帳・カード等がお手元にないかご確認ください。

（＊１）停止または解約されると、預入れ・払戻し（キャッシュカードのご利用も含まれます）のほか、振込入金、口座引き落し等ができなくなります。

（＊２）貯金取引が停止された貯金口座・キャッシュカードを改めてご利用されたい場合や、解約された貯金口座に残高があり払戻しをご希望される場合には、所定の手続きにより対応させていただきますので、窓口へお申し出ください。

（＊３）対象となる貯金規定等については以下のとおりです。

普通貯金規定第14条第4項、総合口座取引規定第16条第5項、普通貯金無利息型（決済用）規定第14条第4項、総合口座（普通貯金無利息型）取引規定第16条第5項、貯蓄貯金規定第15条第4項、納税準備貯金規定第14条第4項、ＩＣカード規定第16条第3項第3号、ＪＡキャッシュカード（ローンカード）規定第16条第3項第3号、ＪＡ法人キャッシュカード（ローンカード）規定第14条第3項第2号、法人用ＩＣカード規定第16条第3項第3号

ＪＡ横浜